

## 教育旅行誘致事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

本プロポーザルは、南相馬市令和8年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、南相馬市議会において当初予算案が否決された場合には、委託契約を締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しません。

### 1 事業目的

南相馬市（以下「本市」という。）においては、被災地としての側面を持ちながらも、地域がリセットさせられたことをバネに新たな価値を創造している個人や企業が多く存在しているため、来訪者に対し、被災した過去を踏まえた上でこれからの中へと目を向かわせることができやすく、他にはないプレゼンスが發揮できる地域であり、それを感受性豊かな若い世代に体験いただくことで、本市への興味を植え付けることができる。

こうした本市の特性を活かした探究活動をはじめとする教育旅行向け未来志向型プログラムを造成、広範なプロモーションの展開、学校へのアプローチを進めることで、本事業を本格的に開始した令和5年度は3校、令和6年度7校、令和7年度9校（見込み）と来訪校が順調に増加し、ほとんどの来訪校が毎年継続実施となっている。また教育旅行で訪れた教職員や生徒の中には、後日、相馬野馬追を中心として家族や仲間で本市を再訪する方も確認され、事業の効果が徐々に拡大してきており、移住者獲得に向けた関係人口の拡大にも寄与してきている。

令和8年度においては、「プログラムの拡大」、「プロモーションや営業活動」をもとに、「来訪、リピーター化の促進」と、事業の定着のための「受入オペレーション強化」を進め、持続的な教育旅行誘致の流れを確立し、本市が教育旅行目的地としての価値を高めることで、さらなる交流人口、関係人口の拡大に寄与することを目的とする。

### 2 事業概要

#### （1）業務名

教育旅行誘致事業業務委託

#### （2）業務内容

別紙「教育旅行誘致事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」によるものとする。

#### （3）履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### （4）予算概要

委託契約上限額：9,377,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※本プロポーザルは、本市の令和8年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものであるため、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、留意の上申し込みすること。

(5) 担当部局（各種資料の提出先及び問い合わせ先）

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市商工観光部観光交流課（南相馬市役所北庁舎1階）

TEL：0244-24-5263 FAX：0244-23-7420

E-mail：kankokoryu@city.minamisoma.lg.jp

### 3 事業スケジュール・事務手順

期日等	事務手順
令和8年2月9日（月）	募集要項の公告
令和8年2月9日（月） ～令和8年2月24日（火）	参加申込書提出期間
	質問書提出期間
令和8年2月27日（金）	参加資格確認結果通知
	質問に対する回答
令和8年2月9日（月） ～令和8年3月10日（火）	企画提案書提出期間
令和8年3月13日（金）	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和8年4月上旬	審査結果通知、公表
令和8年4月中旬	契約締結

※上記スケジュールは、状況により変更する可能性がある。

### 4 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 5 公募条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。

(1) 令和7・8年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) (1)の名簿に登録されていない者については、本要項12を参照し、参加申込

書の受付期限の前日までに申請すること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱(平成18年告示第4号)に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (8) 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する旅行業務の登録がされていること。

## 6 申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年2月24日(火)午後5時まで

### (2) 提出方法

持参又は郵送(郵便の場合は、当日消印有効)

※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「教育旅行誘致事業業務委託プロポーザル申込書在中」と明記すること。  
なお、郵送で提出した場合は、令和8年2月24日(火)午後5時までに事務局に連絡すること。

### (3) 提出書類

資料は全て市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1630/2/1/15677.html>

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

ウ 業務実績書(様式第3号)

エ 地方税(法人事業税)の完納証明書

※写し可。ただし、提出日以前で3か月以内に発行されたもの。

※本市で課税されていない場合は不要。

オ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(その3の3)

※写し可。ただし、提出日以前で3か月以内に発行されたもの。

カ 旅行業登録票(写し可。ただし、有効期間内のもの)

キ 南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）

（4）参加資格結果通知

参加資格の審査の結果は、申込書に記載された連絡先に、電子または書面により通知する。

## 7 質疑応答

（1）様式

質問書（様式第4号）を使用すること。

（2）照会方法

本要項2（5）に記載の提出先に、電子メールで提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること。

（3）照会期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで

（4）回答方法

市公式ウェブサイトの本件プロポーザルのページで回答。

（5）その他

審査委員の役職・氏名に関する質問、他の参加者に関する質問については、一切応じないものとする。

## 8 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時まで

（2）提出方法

持参又は郵送（必着）

※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「教育旅行誘致事業業務委託プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

（3）提出部数

紙媒体6部（正本1部、副本5部）、提出書類一式の電子データ（PDF形式）

（4）提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

① 提案書には表紙をつけ、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）、上綴じとし、目次及び頁番号をつけて提出すること。（カラー印刷・白黒印刷の別は問わない）。

- ② 提案書の本文の文字の大きさは12ポイントとすること。
  - ③ 仕様書の要件を満たし、かつ、「9 審査方法、審査基準」により評価が可能な内容を記載すること。
  - ④ 提案書は1者につき1案とする。
- イ 見積書（任意様式）  
消費税及び地方消費税込（消費税額を別途見積書に表示）にて作成すること。

## 9 審査方法、審査基準

提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、最高得点を得たものを業務委託契約の締結協議の最優秀提案事業者（以下「受託候補者」という。）として選定する。

ただし、合計得点が満点の6割（100点の場合60点）以上であることを条件とし、提案された事業者が1者のみの場合も同様の方法を適用し、審査委員会において決定する。

### （1）審査項目

評価項目	審査基準
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施する上で十分な体制であるか</li> <li>・配置予定技術者は十分な業務能力、実績を有しているか</li> </ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務と類似の業務の受注実績があるか</li> </ul>
実施方針 (業務理解)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的や業務内容を理解した提案となっているか</li> <li>・意欲的な提案となっているか</li> </ul>
的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的を達成するのに効果的かつ具体的で実現性の高い企画内容となっているか</li> </ul>
独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の持続的発展のための新たな提案となっているか</li> </ul>
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・経験が備わっており、説明に説得力があるか</li> <li>・業務に対する意欲を感じられるか</li> <li>・質問に対して的確な回答となっているか</li> </ul>
市内事業者への 加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所所在地が市内に存在しているか</li> </ul>
参考見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算が適正であり、廉価であるか</li> </ul>

### （2）審査スケジュール

#### ア 実施日

令和8年3月13日（金）予定

イ 会場

南相馬市役所北庁舎 2 階会議室 2

ウ 内容

企画提案書に基づく説明及び審査委員による質疑

エ 時間配分

1 提案者につき 30 分以内を予定する。

(プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)

### (3) 審査結果の通知等

ア 審査結果は、提案者全員に対し、令和 8 年 4 月上旬に通知する。

イ 審査結果等に対し、提案者の異議申立ては一切認めない。ただし、相手方に特定されなかった理由については、通知日の翌日から起算して 7 日以内に書面にて当該所管課へ説明を求めるものとする。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等に示した、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、本要項に違反すると認められる場合

## 11 その他特記事項

- (1) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」(様式第 5 号)を本要項 2 (5) に記載の提出先に提出すること。
- (2) 提出書類等について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例(平成 18 年南相馬市条例第 22 号)に基づき、公開される可能性がある。
- (3) 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。
- (4) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 契約の締結に関しては、選定された受託候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で改めて見積り合わせをして契約を締結する。見積額は、原則として提案書の提案価格の範囲内とする。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、受託候補者と市との協議により最終的に決定する。
- (8) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、本要項 10 失格事項に

該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとする。

(9) 参加申込書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。

## 1.2 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

「令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請の手引（物品・役務の提供）（以下「申請の手引き」という。）」を確認のうえ、申請書類を「(4) 提出先及び問い合わせ先」まで持参又は郵送すること。

「申請書類」及び「申請の手引き」については、本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月20日（金）まで

(3) 申請に関する留意点

- ① 申請の際は、「教育旅行誘致事業業務委託プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記すること。
- ② 本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も（2）申請受付期間に限り受け付ける。
- ③ 実績については、申請書提出日を基準として作成すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市総務部財政課契約係（南相馬市役所本庁舎3階）

TEL：0244-24-5225 FAX：0244-24-5214